

令和8年度 家屋異動処理業務委託

仕様書

令和8年6月

千曲市役所 総務部 税務課

令和8年度 家屋異動処理業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、千曲市（以下「甲」という。）が委託する「令和8年度家屋異動処理業務委託（以下「本業務」という。）」に必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

本業務は、新築、増築、滅失等の経年異動があった家屋について、家屋図データの更新を行うことを目的とする。

第3条 業務期間

本業務の実施期間は、令和8年7月1日から令和8年10月30日までとする。

第4条 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の関連する法令その他条例・規則等を遵守しなければならない。

- ・地方税法
- ・不動産登記法
- ・固定資産評価基準
- ・国土調査法
- ・測量法
- ・千曲市公共測量作業規程（国国地 230 号）
- ・千曲市財務規則
- ・千曲市税務に関する条例等
- ・千曲市電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程
- ・地番現況図・家屋現況図基準マニュアル（資産評価システム研究センター）
- ・その他関係法令等

第5条 提出書類

本業務にあたり受託者（以下「乙」という。）は、次に定める書類を「甲」に提出し承認を得なければならない。

1. 着手時
 - ・業務着手届及び計画工程表
 - ・代理人及び照査技術者通知書及び経歴書
 - ・業務実施計画書
 - ・その他甲の指示する書類
2. 完了時
 - ・納品書及び納品内訳書
 - ・委託完了届及び実施工程表

第6条 遂行義務

本業務を誠実に遂行し、納期期限内に納入する義務を負う。

第7条 照査技術者等

乙は、本作業を履行するにあたり、業務の目的を十分に把握し、適切な人員を配置し、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。

乙は、地理空間情報専門技術者GIS1級、または家屋異動処理業務について5年以上の業務経歴を有する照査技術者等を定め、甲に書面により通知するものとする。

本業務中に、選任した照査技術者等に変更が生じた場合は、速やかに甲に申し出を行い、照査技術者選任変更届を

提出するものとする。

第8条 報告の義務

本業務実施期間中、乙は甲に対し随時業務進捗状況を報告するものとし、打合せ協議事項については打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得て、各々が保有するものとする。

第9条 貸与資料の管理

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は借用書を提出し、貸与資料等の破損、改竄、漏洩、滅失及び盗難事故等の危険に対し技術面及び組織面において合理的な安全対策予防措置を講じ管理し、使用後は速やかに返却するものとする。

第10条 個人情報の取り扱い

乙は、個人情報保護法を遵守し、貸与資料のうち個人情報を取り扱う際は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害することのないよう個人情報保護マネジメントシステムを策定し実施するものとする。なお、プライバシーマークの認証を受けているものとする。

第11条 秘密及び中立性の保持

乙は、業務の処理上知り得たことを他に漏らしてはならない。また、乙は、常に中立的に業務を遂行し、客観的に判断しなければならない。

第12条 関係官公署への手続き

本業務の実施のために必要な測量法に基づく公共測量申請等、必要な関係官公署等に対する諸手続きは、甲と協議のうえ乙において迅速に処理しなければならない。

第13条 再委託の禁止

乙は、本業務の処理を第三者に委託し、または請負わせてはならない。

第14条 疑義

本仕様書、業務委託契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第15条 損害賠償

本業務実施中に乙の原因によって生じた諸事故や第三者に与えた損害について、乙は一切の責任を負い、甲に発生原因及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

第16条 検査

乙は、成果品及び納品書、完了届を甲に提出し、成果品の内容について検査を受けるものとする。乙は、必要に応じ中間検査を受けるものとする。

第17条 完了

甲は、成果品の検査を行い、検査合格の通知をもって業務完了とする。

第18条 権利の帰属

本業務における成果品等に対して発生する著作権は、乙が既得している権利を除き、全て甲に帰属するものとし、甲の承諾を得ずして他に公表、貸与、また使用してはならない。

第19条 瑕疵担保

乙は、本業務完了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合は、乙の経費負担により速やかに訂正、補足、報告その他必要な作業を処理するものとする。

第20条 納品場所

本業務の成果品の納品場所は、千曲市税務課とする。

第2章 業務概要

第21条 業務概要

本業務の概要は、下記の通りである。

1. 予定数量

- ・ 新築・増築 : 328 棟
- ・ 滅失 : 470 棟
- ・ データセットアップ : 1 回

2. 作業項目

- (1) 計画準備・打合せ 1 式
- (2) 家屋平面図複製及びスキャナ入力 411 枚 (新築・増築 328 棟分)
- (3) 家屋図修正および異動区分入力 (GIS) 798 棟 (新築・増築・滅失)
- (4) 処理コード及び属性付加 (GIS) 798 棟 (新築・増築・滅失)
- (5) データセットアップ 1 回

第3章 業務内容

第22条 計画準備・打合せ

1. 作業計画

業務の実施にあたり、遅滞なく業務を実施できる班編成・機材準備をするとともに、効率よく作業を実施できるよう作業実施の配置計画を立案するものとする。

2. 資料収集整理

本業務に必要な資料を収集し整理するものとする。

- ①スキャナ入力用家屋平面図
- ②配置図 (新增築分)
- ③滅失資料
- ④県評価新增築家屋調査票
- ⑤家屋課税マスタ (エクセルデータ)
- ⑥土地課税マスタ (エクセルデータ)
- ⑦画地課税マスタ (エクセルデータ)
- ⑧地番図データ (BDS データ)
- ⑨筆界データ (BDS データ)
- ⑩1筆2評価データ (BDS データ)
- ⑪画地データ (BDS データ)
- ⑫画地番号データ (BDS データ)
- ⑬その他本業務に必要な資料

※①～④については、7月末日までに返却すること。

※⑤～⑫については、暗号化機能付ハードウェアにて保管の上、施錠付きアタッシュケースにて搬送するものとする。

3. 打合せ協議

乙は、作業着手時及び本業務期間中に甲との打ち合わせを密に行うものとする。

また、乙は作業打ち合わせ記録簿を作成の上、甲乙各1部ずつ保管するものとする。

第23条 家屋平面図複製及びスキャナ入力

新築、増築、一部滅失等の経年異動があった家屋について、貸与する家屋平面図の複製及びスキャナ入力を行い、処理コード対応データの付与を行うものとする。

また、過年度分を含む全家屋平面図データと家屋課税マスタとの照合を行うものとする。
不一致が生じた家屋については甲へ報告の上、指示に従うものとする。

第24条 家屋図修正入力

貸与する配置図を基に異動があった家屋について家屋図の図形データの修正を行うものとする。

第25条 処理コード入力及び属性付加

新築、増築、滅失等の異動家屋については、図形上のキーとなる処理コードを家屋図図形データに入力し、家屋課税マスタデータを属性データとして付加するものとする。

また、過年度分を含む家屋図図形データと家屋課税マスタデータとのとの照合を行うものとする。

不一致が生じた家屋については甲へ報告の上、指示に従うものとする。

家屋図等の図形データ及び属性データは、甲の指示するファイル形式、フォーマットに合わせ、データのとりまとめを行うものとする。

第26条 データセットアップ

とりまとめたデータは、甲が保有する固定資産管理システムへ適切な状態でデータセットアップを行うため、固定資産管理システム保守会社と協議の上、作業するものとする。

第4章 納入成果品

第27条 納入成果品

本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1. 異動処理済 家屋図図形データ及び属性データ | 1式 (CD-ROM) |
| 2. 家屋平面図ラスタデータ及び処理コード対応データ | 1式 (CD-ROM) |
| 3. 不一致報告書 (過年度分を含む) | 1式 (CD-ROM) |

第28条 その他

契約に当たっては、第21条の2の(2)の作業について一枚当たりの価格(単価)を、(3)、(4)の作業について一棟当たりの価格(単価)を提出すること。実際に処理を行った数量が予定数量と異なる場合、単価と実際の数量に基づいて業務委託料を算出するものとする。